

大阪広域環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合議会会議規則（平成27年2月2日組合議会議決）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信端末機器の使用）</u></p> <p><u>第65条の2 議員は、情報通信端末機器（タブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を会議において使用することができる。</u></p> <p><u>2 議員の情報通信端末機器の使用については、前条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、説明員並びに書記長、書記及びその他職員の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。